

第1章 農業編

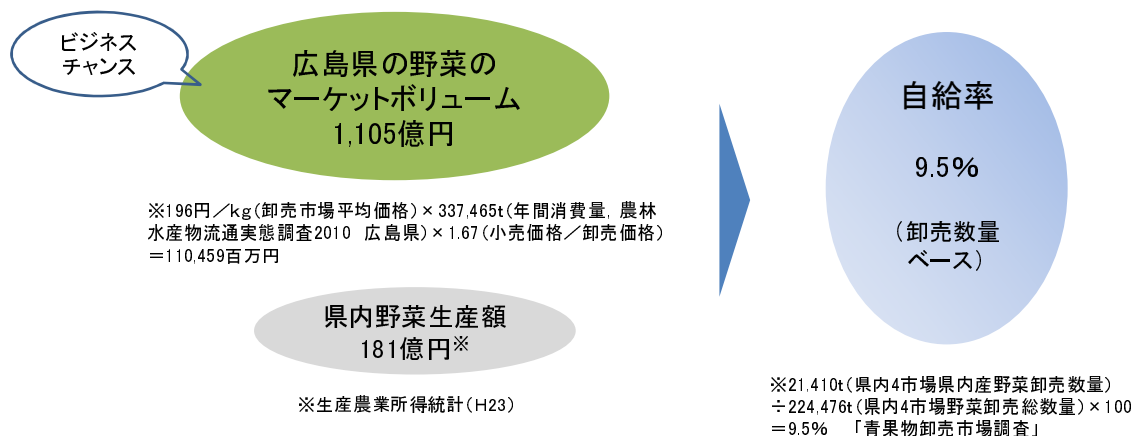
1 現状と課題認識

1) 現状 県産農産物のシェアが低迷

- 広島県は、人口284万人(H25)で中四国最大の消費地を抱えた食料の消費県です。本県産の農産物の供給率については、米は約70%となっているものの、生産調整の廃止の動向やTPPの動向などを踏まえ、大規模栽培による低コスト化や販売先のニーズに適した生産に取り組む必要があります。野菜の供給については、県産の割合は9.5%と低く、他県産が多くなっている状況です。このため、販売戦略に基づき、流通の効率化や意欲ある担い手が連携して計画生産・出荷できる産地形成を進め、供給率の向上を図る必要があります。また、果樹について、温州みかんの消費が低迷する中、今後のシェア拡大が見込まれる県産レモンを中心に生産量を増加させる必要があります。

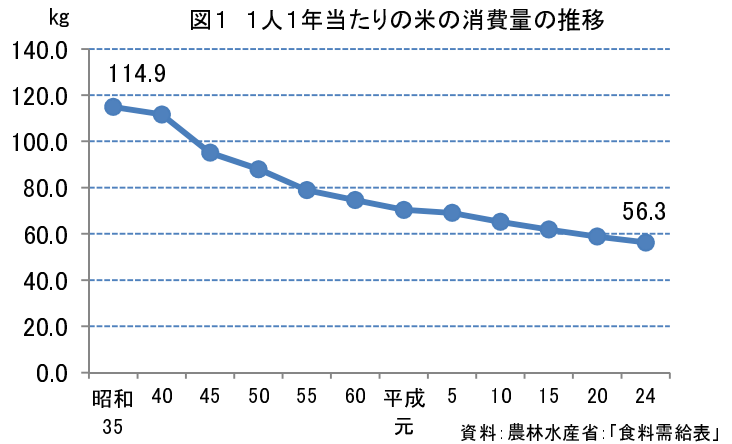
<野菜>

- 集落法人の設立を進め、付加価値の高い野菜などの導入を図ってきましたが、技術や販売に不安があることや労働力の確保などの問題から、転換が進まない状況が続いています。このため、まずは、3年間、集中的に取り組む品目を定め、販売戦略に基づく産地形成を図るとともに、経営発展に意欲的な担い手による生産を進め、供給率を高める必要があります。

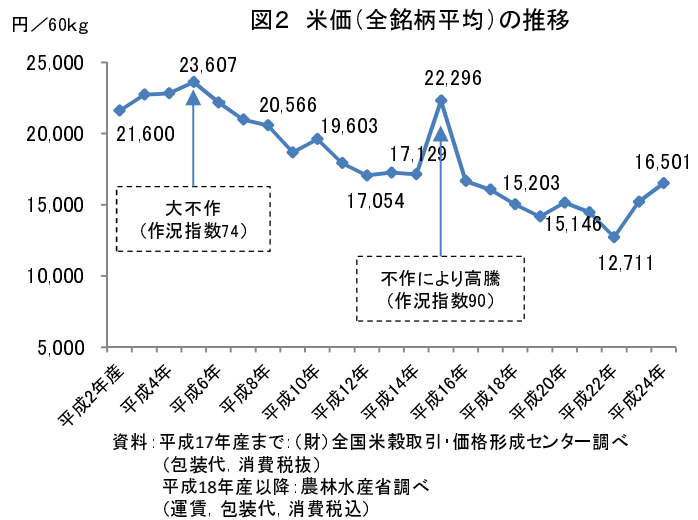


<水 稲>

○ 主食用米の消費については、少子化や人口減少、食生活の変化等により、年々減少し、昭和35年には年間一人当たり約115kgあったものが、近年は、その約半分の56kgまで減少しています。(図1)



○ また、価格についても平成2年には60kg当たり約2万円から平成24年には約1.6万円と下落傾向にあります。(図2)



○ このため、主食用米については、大規模経営による更なる低コスト化を図るとともに、今後、需要が見込まれる業務用への供給拡大により県産米のシェアを確保する必要があります。

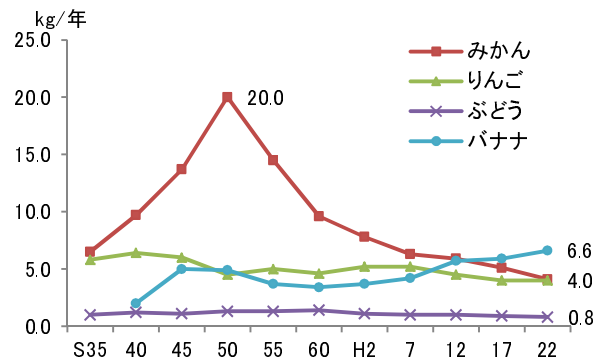
また、主食用米の需要減少に対応するため、機械・設備の有効活用ができる加工用米やWCS用稲※、飼料用米の生産に取り組みます。 ※WCS(ホールクローブサイレージ)用稲：子実と茎葉部分を一緒に収穫して発酵させた牛の飼料を作るための稲

<果 樹>

○ 特に、みかんの消費量は年々減少し、ピーク時の昭和50年には年間一人当たり20kg消費していましたが、平成22年では4kgと5分の1まで減少しています。(右図)

○ このため、かんきつ産地は、温州みかんを中心とした栽培から、今後、需要が見込まれる品目への転換が必要です。

主な果実の一人当たり購入数量の推移



2) 課題

① 担い手への農地集積率が低い

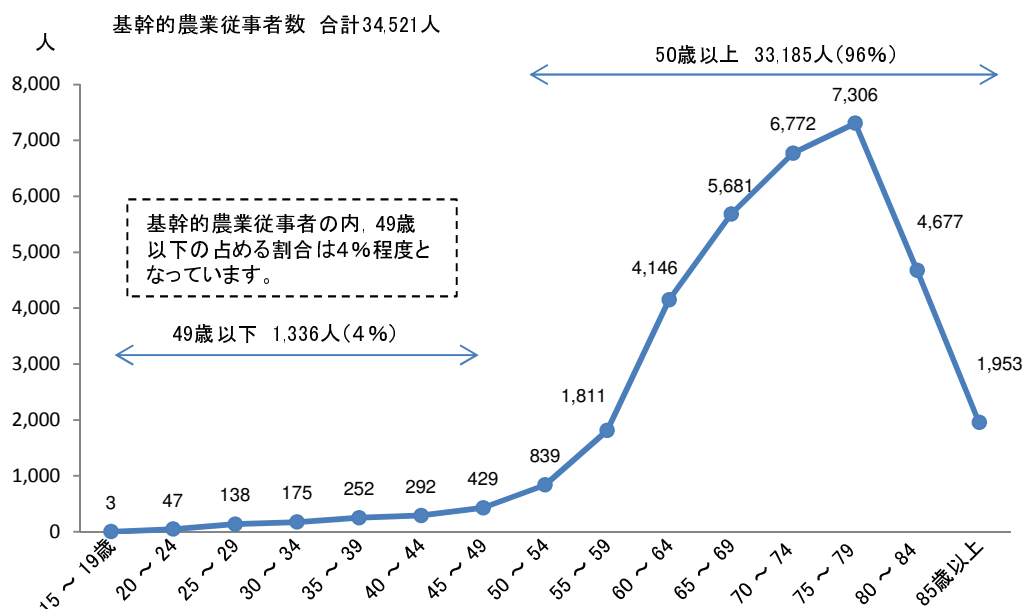
○ 農地面積に対する担い手による集積割合は19%と低く、経営体当たりの規模も小さいことから、規模拡大を進める必要があります。このため農地中間管理事業を活用し、兼業農家等の農地を担い手に集積し、所得500万円以上の経営力の高い担い手を育成する必要があります。

項目	年	農地面積計	担い手	担い手への農地集積率	兼業農家等
農地面積	H25	56,900ha	10,909ha	19%	45,991ha
	H29	55,420ha	16,900ha	30%	38,520ha
	H32	54,160ha	22,000ha	41%	32,160ha

② 広島県農業を支える若い農業者が少ない

○ 基幹的農業従事者※34,521人のうち、49歳以下は1,336人と全体の4%と低く、担い手の確保・育成が急務となっています。

広島県の年齢別基幹的農業従事者数



資料：2010農林業センサス

※基幹的農業従事者：
 自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者

2 取り巻く環境

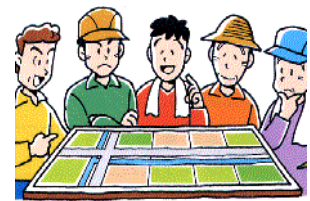
国は、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」や「日本再興戦略(成長戦略)」に基づき、農林水産業を成長産業にするため、平成26年6月、農林水産政策の基本構想となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、新たな政策を打ち出すなど「攻めの農林水産業」を展開することとしています。

また、TPPをはじめとした国際化への対応など農業を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化に対応した取組が必要となっています。

1) 国の政策変化

(1) 「人・農地プラン」の策定(平成24年度～)

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などにより、農業の将来展望が描けない地域が増えており、人・農地の問題について地域の話し合いによって将来像をまとめる「人・農地プラン」の策定が進められています。

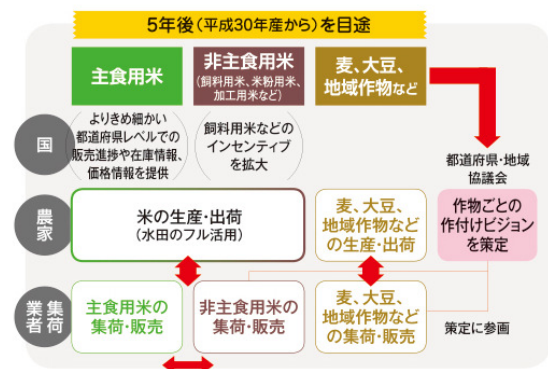


(2) 農地中間管理機構の創設(平成26年度～)

「人・農地プラン」の策定とともに、経営力の高い担い手を育成するために必要な農地利用の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる農地中間管理機構が発足し、農地中間管理事業が開始されました。

(3) 米政策の見直し(平成26年度～)

経営所得安定対策については、米の直接支払交付金が平成30年産から廃止され、同年産を目途に、需要に応じた主食用米の生産が行われるよう環境整備を進めることになりました。



(4) 日本型直接支払制度の創設(平成26年度～)

地域政策として、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための地域活動などに対して支援する「日本型直接支払制度」が創設されました。

2) 国際情勢の変化

TPPについては、2013年7月から交渉に参加していますが、これまでの国際交渉において聖域であった米等の品目についても、関税撤廃等の議論が行われています。

3 取組の考え方

1) 基本方針

- 「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」では、農業生産の大部分を担い手が担う生産構造をめざし、取組を進めていますが、平成27年度から29年度までを第Ⅰ期、平成30年度から32年度までを第Ⅱ期として、本プログラムでは第Ⅰ期の具体的な取組を記述することとし、米、野菜、果樹、花きについて、プランの目標達成に向けて取り組めます。
- 次の表は、平成22年と平成32年(目標)の農産物の販売金額規模別経営体数と産出額を表しています。平成32年までに、経営力の高い担い手(4,000万円以上の組織経営体を190経営体、1,000万円以上の個別経営体を160経営体)を増やし、農業産出額に占める割合を高めます。

<平成22年>

組織経営	計	～2,000万円	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	583	386	60	34	37	66
割合(%)	100	66.3	10.3	5.8	6.3	11.3
産出額計	40,700	2,300	2,040	1,850	3,774	30,736
割合(%)	100	5.7	5.0	4.5	9.3	75.5

個別経営	計	～700	700～	1,000～	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	35,738	34,776	379	313	112	102	43	13
割合(%)	100	97.2	1.1	0.9	0.3	0.3	0.1	0.1
産出額計	60,500	32,024	4,381	6,000	3,808	5,549	4,386	4,352
割合(%)	100	53.0	7.2	9.9	6.3	9.2	7.2	7.2

<平成32年>

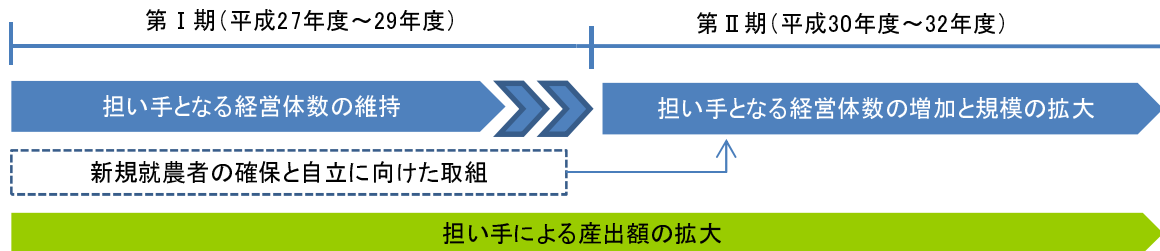
組織経営	計	～2,000万円	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	803	326	150	134	112	81
割合(%)	100	40.6	18.7	16.7	13.9	10.1
産出額計	64,600	2,570	5,250	7,500	11,760	37,520
割合(%)	100	4.0	8.1	11.6	18.2	58.1

個別経営	計	～700	700～	1,000～	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	25,395	24,200	452	460	130	97	43	13
割合(%)	100	95.2	1.8	1.8	0.5	0.4	0.2	0.1
産出額計	55,400	21,920	5,380	9,120	4,550	5,430	4,520	4,480
割合(%)	100	39.5	9.7	16.5	8.2	9.8	8.2	8.1

2010年農林業センサスを基にアクションプログラムによる施策効果を考慮した推計値

○ 第Ⅰ期では、担い手となる経営体の組織強化や規模拡大を進め、農業産出額に対するシェアを拡大するとともに、次の担い手の候補となる新規就農者の確保と自立に向けた取組を推進します。

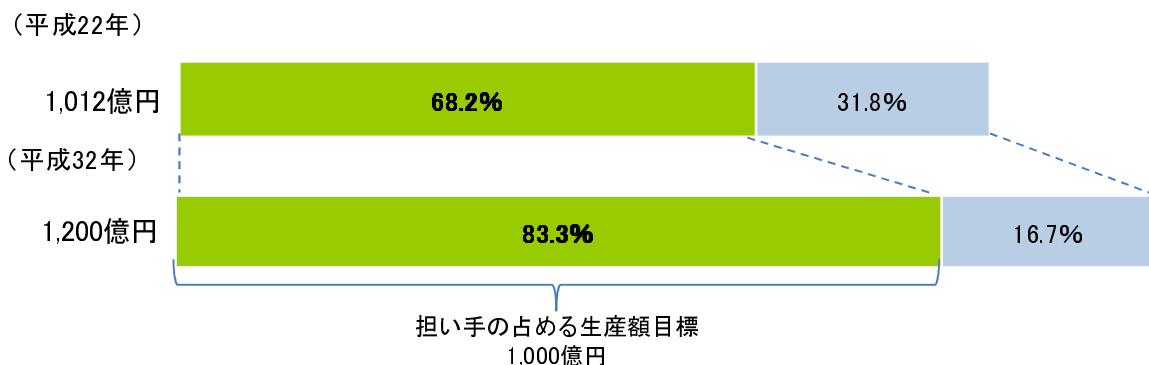
第Ⅱ期では、第Ⅰ期の取組を水平方向に展開し、担い手となる経営体数の拡大と更なる農業産出額のシェア拡大をめざします。



項目	第Ⅰ期 (平成27年度～29年度)	第Ⅱ期 (平成30年度～32年度)
米	<ul style="list-style-type: none"> 水田フル活用による、水稲単作経営から野菜などの導入による複合経営モデルを構築 非主食用米の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜など高収益作物の生産を拡大
野菜	<ul style="list-style-type: none"> 重点品目をキャベツ、アスパラガスとし、大規模農業団地の取組などにより、3年間集中的に推進 ホウレンソウ、トマト、ネギ(青ネギ、白ネギ)などについて早期に検討 産地の核となる中核的経営体の育成・確保に重点 	<ul style="list-style-type: none"> キャベツ16億円産地の実現 アスパラガス10億円産地の実現 生産農家の拡大 品目ごとの県域生産者団体の組織化を推進
果樹	<ul style="list-style-type: none"> 温州みかん中心からレモンを重点に置き、中晩柑なども含めたかんきつ複合経営モデルの構築を推進 ぶどう、なしは既存産地の維持 	<ul style="list-style-type: none"> レモン22億円産地計画の実現 かんきつの流通体制整備による販売力の強化
花き	<ul style="list-style-type: none"> 花きの需要喚起及び生産振興を推進 	
畜産	<ul style="list-style-type: none"> 和牛産地の再構築と市場競争力の強化のための繁殖経営体の育成と繁殖肥育一貫経営の推進 	

※第Ⅱ期については、第Ⅰ期の状況に応じて、具体的な取組内容を検討します。

○ 第Ⅰ、Ⅱ期の取組により、担い手の占める生産額を68.2%から2020広島県農林水産業チャレンジプランの目標である83.3%をめざし、農業生産の大部分を担い手が担う生産構造の実現を図ります。



2) 広島県産農産物の需給バランスの改善

- 広島県は、人口284万人(H25)で中四国最大の消費地を抱えた食料の消費県です。しかしながら、農産物の供給については、県産の割合は低く、他県産の農産物が多くなっている状況です。
- このため、「広島県地産地消促進計画」の趣旨である県内農林水産物の安定的な生産と供給を基本に、本県の持つ潜在的な力を引き出し、需給バランスを改善するため、マーケットを基本とした販売戦略に基づく産地づくりを推進し、生産量の増加に取り組めます。
- 水田活用については、主食用米消費の減少やTPPや生産調整の動向を見据えつつ、大規模水稲栽培の推進や水田フル活用による水稲単作経営から野菜などの導入による複合経営モデルを構築します。
- 野菜については、重点品目の中でも、需要量に対して県産供給率が低いキャベツや更なる供給率向上をめざすアスパラガスの生産拡大を図ります。
- かんきつについては、温州みかんを中心とした経営から、レモンや中晩柑などを含めた複合経営モデルを推進します。特に、栽培適地であることや輸入が大きなシェアを占め、今後、需要拡大が見込まれるレモンを重点的に推進します。

現状(平成25年)				
作目	米	キャベツ	アスパラガス	レモン※
供給率	72%	7%	40%	7%

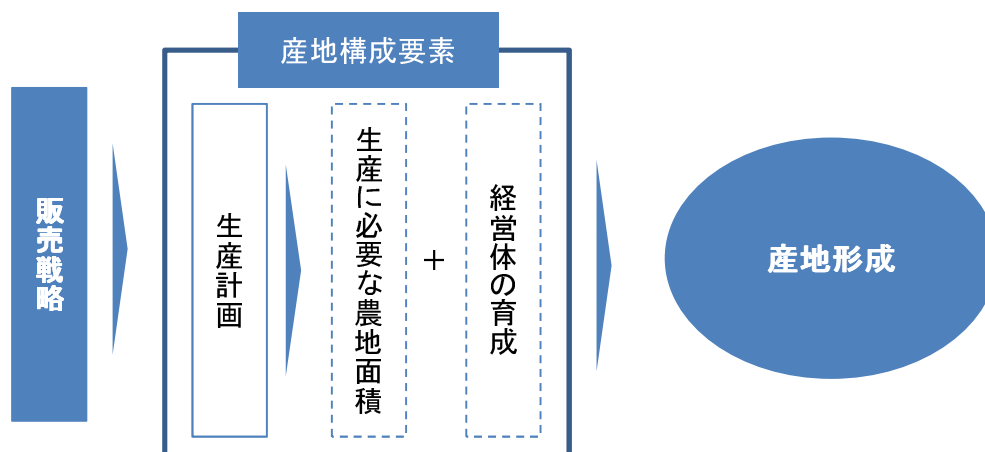
↓

平成32年				
作目	米	キャベツ	アスパラガス	レモン※
供給率	72%	56%	70%	16%

※レモンについては、国内需要量のうちの県産割合

3) 生産計画に基づいた産地形成

- 販売戦略に基づき、重点的に取り組む品目について、地域ごとに、生産量や農地の集積、経営体育成などの目標を定め、キャベツの周年出荷体制を構築するなど産地形成を推進します。



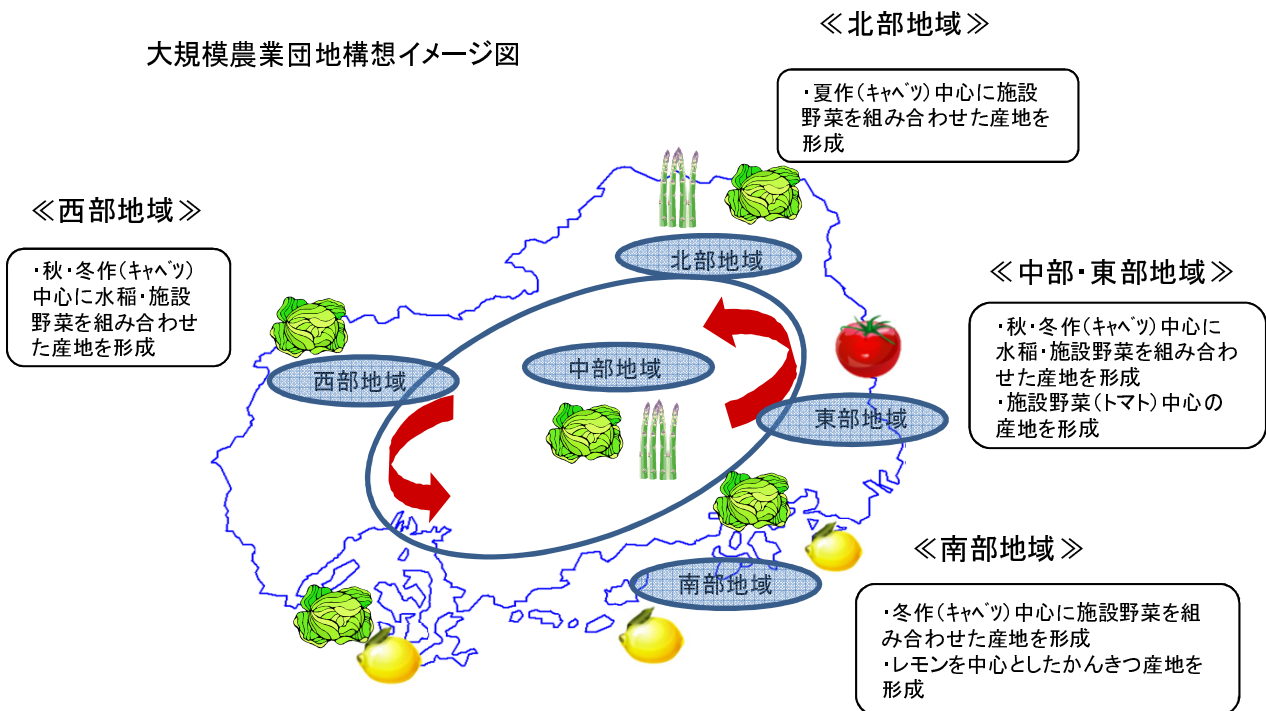
4) 生産計画に基づいた農地の活用

- 産地形成に向けた大規模農業団地計画の推進や稲作の大規模経営、認定農業者の規模拡大、新規就農の促進に向けて、農地中間管理事業を活用して、担い手へ農地の集積を進めます。

(1) 大規模農業団地構想の推進

- これまでも、大規模農業団地において土地利用型野菜などの生産に取り組んできましたが、個々の経営体が小規模経営であるため、土地生産性や労働生産性が低いなど収益構造が脆弱で経営の継続性が低いことから持続可能な産地形成や経営体の育成につながりませんでした。
- こうしたことを踏まえて、契約取引を基本とした販売戦略のもと産地を形成するという考え方により、核となる経営体の誘致・育成や効率的な物流体制の確保など条件を整備した上で、地域の特性に合わせて経営体のモデルを提示し、大規模農業団地を核として産地形成を進め、個々の経営体の規模拡大も図り、500万円以上の所得を得ることのできる経営体を育成します。

大規模農業団地構想イメージ図



※基盤整備(大規模農業団地整備)について

作業効率や収益性の向上を図るため、必要に応じて、土壌改良(堆肥・石灰投入、深耕、排水)、用水施設整備(揚水施設・パイプライン)、区画整理(簡単な切土・盛土を含む)等の基盤整備を実施します。



基盤整備されたほ場

(2) 農地中間管理事業の活用

① 農地中間管理事業の目的

- ・ 農地中間管理事業については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理機構として指定した「一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団」が県や市町等と連携して、次の目的のため実施します。

- ア 担い手の経営規模拡大
- イ 農用地の集団化
- ウ 新規参入の促進
- エ 未活用農地の有効利用

② 農地中間管理事業活用のメリットについて

ア 農地の出し手(貸付希望者)

- ・ 契約期間が終了すれば農地は確実に返還される。
- ・ 機構が借地料を支払うので安心・確実で手間がかからない。
- ・ 機構に預けている間は農地の管理が不要。
- ・ 要件を満たせば、機構集積協力金のうち経営転換協力金・耕作者集積協力金が交付される。

イ 農地の受け手(借受希望者)

- ・ 個々の所有者と交渉する必要がない。
- ・ 規模拡大とともに面的にまとまった農地を借りることが可能となり、作付や作業の効率化等生産性の向上が図れる。

ウ 地域全体

- ・ 地域でまとまって機構に農地を貸し付けることにより、地域の農用地利用の再編成を進めることが可能。
- ・ 要件を満たせば、機構集積協力金のうち、地域集積協力金が交付される。

③ 事業の活用について

- ・ 産地形成や経営体の大規模化に向け、農地中間管理事業を活用し、農地の集積を図ります。
- ・ 農地の借受希望者の募集については、原則毎年2回(7～8月及び11～12月までの間)行います。また、必要に応じて追加募集も行います。
- ・ 農地については、農地中間管理機構と県、市町が連携して、産地形成を行う地域などにおいて、必要となる農地の情報化を進めます。
- ・ 農地の集積については、栽培品目や規模、場所などの担い手が希望する情報を取りまとめ、マッチングを進めます。
- ・ 農地の状況に応じて、必要があれば土壌改良や区画整理などの基盤整備を行います。

④ 農地と借受希望者とのマッチングの考え方

- ア キャベツや水稲、レモンなどの産地計画に基づき、農地の情報を収集・リスト化し、品目や面積など担い手の希望に応じてマッチングを進めます。
- イ 産地計画でモデルとして示されている経営体の経営規模となるよう農地の集積を図ります。
- ウ 産地形成を担当する部署においては、マッチングが円滑に進むよう農地や担い手の情報などについて情報提供します。

例)キャベツ16億円産地育成に向けた農地中間管理事業の活用事例

- i 加工業者や量販店等のニーズに対応するため、地域ごとに生産計画を策定します。
- ii 産地計画に基づき、貸付農地のリスト化を進めます。
- iii 地元との調整を行います。
- iv 栽培を希望する担い手を募集し、必要な面積などのニーズを把握します。
- v 農地のリストを基に、栽培を希望する担い手とのマッチングを進めながら、基盤整備を行います。
- vi 基盤整備が完了した後、本格的に栽培を開始します。

<農地中間管理事業のスケジュール>

団地名 /年月	26年度				27年度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
A団地	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付農地の把握 ・実証栽培の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元との調整 ・貸付農地のリスト化 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の募集 ◎マッチング ・基盤整備の実施 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">栽培開始 6月から</div>			
B団地	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付農地の把握 ・実証栽培の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の募集 ・貸付農地のリスト化 	◎マッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備の実施 			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">栽培開始 28年春から</div>

⑤ キャベツ以外の品目の農地集積について

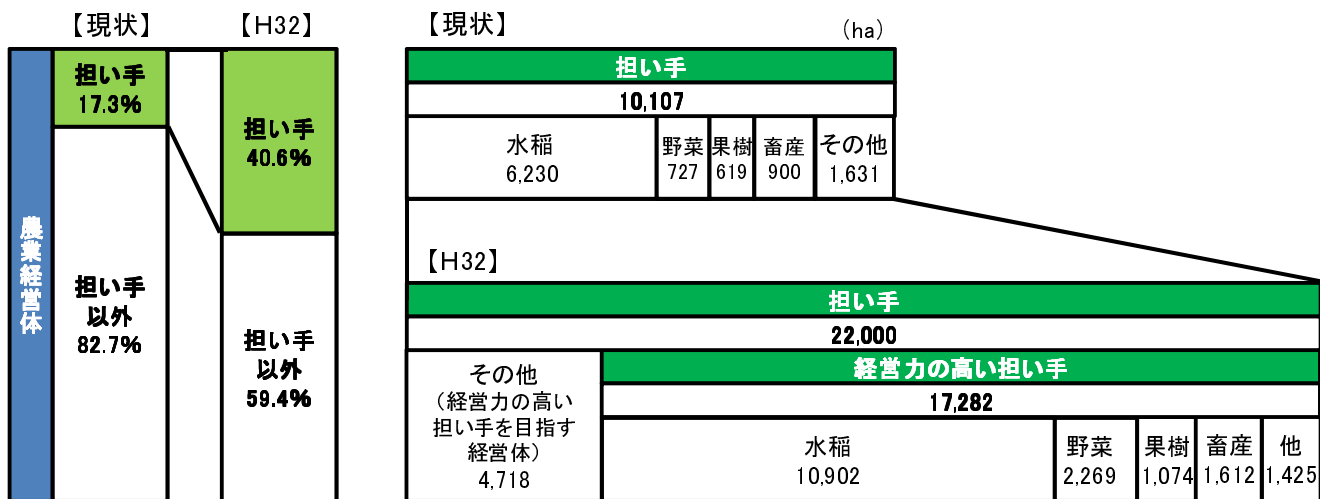
- ア 米については、規模拡大や分散したほ場の集約を希望する担い手のリスト化と農地のリスト化を行い、マッチングを進めます。
- イ かんきつ産地では、規模拡大の意向のある担い手の経営規模が2.5ha以上となるよう集積する農地のリスト化と規模拡大の意向のある経営体のリスト化を行い、マッチングを行います。
集積に当たっては、労働生産性を高めるため、必要に応じ、園内道・灌水施設の基盤整備を行い、分散した園地を50a程度の団地に面的にまとめていきます。
- ウ ホウレンソウ、トマト、ネギなどについても、産地計画を基にマッチングを進めます。

5) 地域農業をけん引する担い手の確立

- 今後、自給的農家等の小規模農家の生産は縮小することが想定されることから、地域の核となる経営力の高い担い手が生産の大部分を担う生産構造へ転換することが必要です。
- このため、経営発展志向のある経営体へ農地の集積を進め、重点的に支援し、地域農業をけん引する経営力の高い担い手の育成に取り組みます。

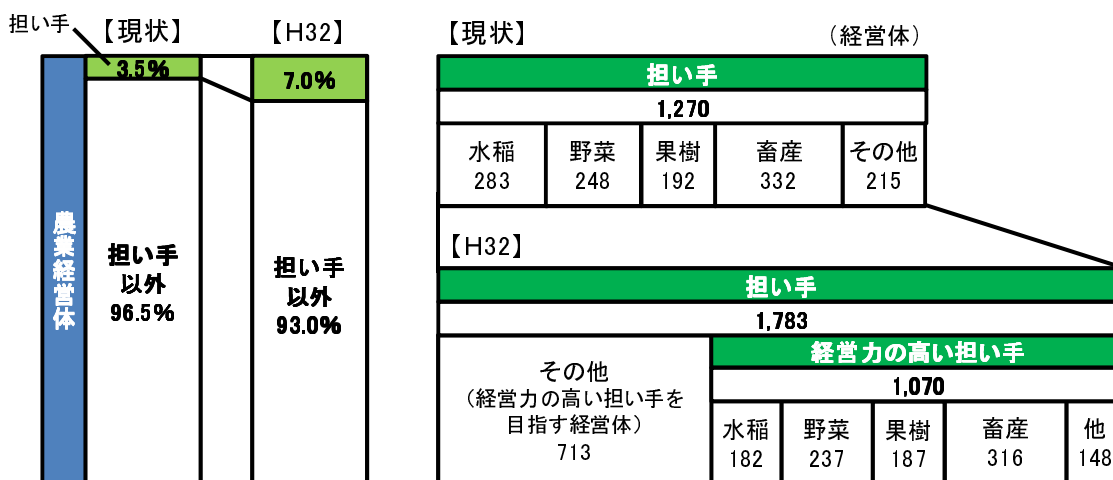
(1) 担い手への農地の集積について

- 農地中間管理事業等を活用し、担い手に農地の集積を進め、担い手への農地の集積率について、現状（平成22年度）17.3%（10,107haの集積）から平成32年度に40.6%（22,000ha）に高めます。



(2) 経営体数について

- 担い手となる経営体について、現状では3.5%（1,270経営体）を平成32年度には7%（1,783経営体）に増加させ、特に経営力の高い担い手の育成について、重点的に取り組みます。



(3) 担い手の生産額について

担い手の占める生産額については、現状の68.2% (695億円)から平成32年度には83.3% (1,000億円)に増加させます。

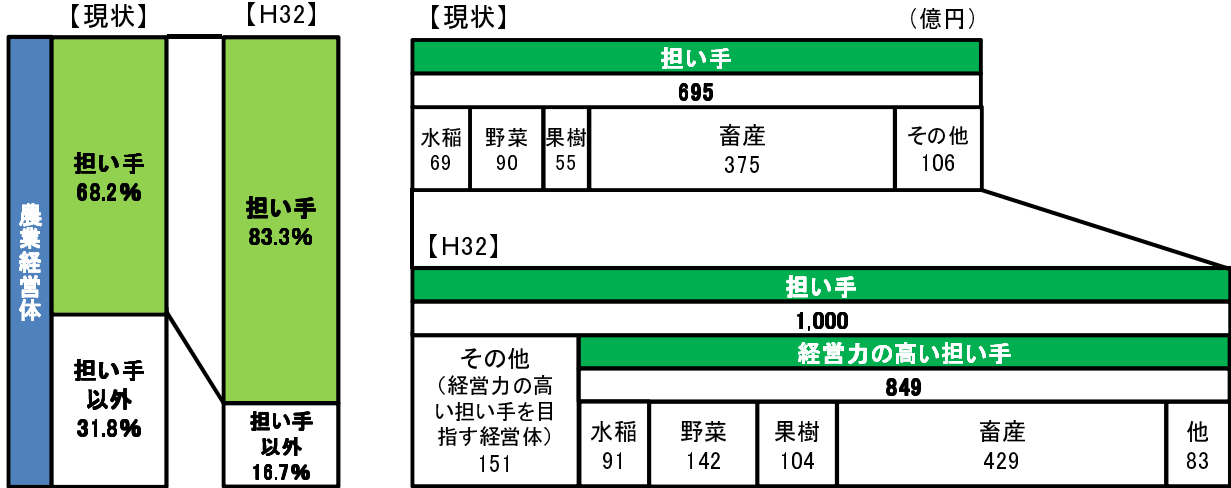


表1 センサス年ごとの担い手の占める生産額割合

項目	H12	H17	H22	H27 (目標)	H32 (目標)
生産額に占める担い手の割合 (%)	55.1	61.4	68.2	74.7	83.3

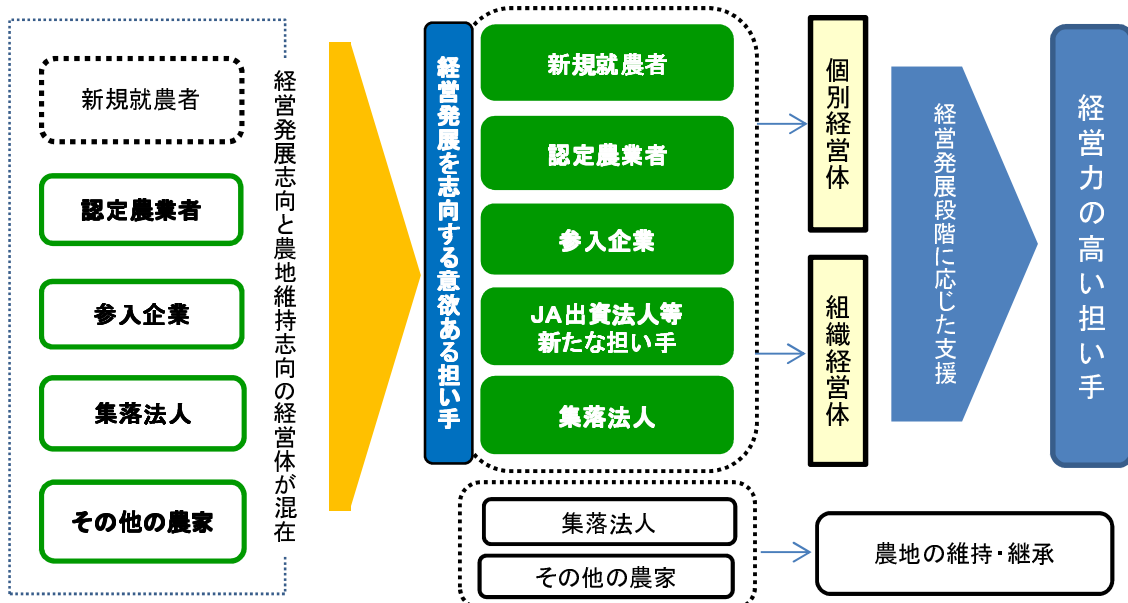
資料:「農林業センサス」

(4) 担い手育成のスキーム

○ これまで、農地の面的な集積と農業経営の効率化を進めるため、集落法人の設立と育成を重点的に推進した結果、農地集積と稲作など土地利用型農業の低コスト化は一定程度進みましたが、更なる規模拡大や園芸導入等による経営発展をめざす集落法人は約4割にとどまっています。

① 育成支援対象経営体の見直し

集落法人をはじめ、農業参入企業、認定農業者等について、育成支援対象経営体の見直しを行い、経営発展志向のある担い手を重点的に支援します。



② 経営体モデルの提示

経営の発展をめざす意欲ある担い手については、経営形態を問わず、将来の生活設計を描くことのできる品目別・地域別・規模別の経営体モデル※（表2）を提示し、経営発展に係る支援を集中的に実施します。

※経営体モデルの詳細については、品目ごとの事業計画に記載

表2 所得500万円以上を確保できる経営体モデル(例)

モデル	経営規模	10a当たり土地生産性
水稲専作	水稲 20ha+WCS用稲 10ha	124千円
水稲+キャベツ	春キャベツ 4ha+秋キャベツ 6ha+水稲 18ha	235千円
水稲+アスパラガス	アスパラガス 露地 1ha+施設 0.5ha+水稲 18ha	219千円
かんきつ	2.5ha(温州みかん+レモン+中晩柑)	791千円
トマト(夏秋出荷)	0.5ha	3,641千円
ハウレンソウ(周年)	1.1ha	3,446千円

③ 個別経営体の経営発展に向けた支援について

ア 生産力の強化を支援

- ・ 地域における「人・農地プラン」の策定を支援し、農地中間管理事業を活用して、農地を集積します。
- ・ 雇用活用による生産規模の拡大や事業多角化に向け、機械・施設等の整備を支援するとともに、専門家派遣により、経営戦略の策定等を支援します。

イ 経営力の強化を支援

- ・ 家族経営から法人経営へのステップアップを図るため、専門家派遣により、経営管理や労務管理等経営力の向上に向けた支援を行います。
- ・ 「ひろしま農業経営者学校」により、人材育成や組織管理スキル等の習得を支援します。
- ・ 常時雇用を活用した規模拡大や事業の多角化に向け、機械・施設等の整備を支援します。

ウ 販売力の強化を支援

- ・ ブランド化や販売戦略策定支援などにより、グループによる連携・協業の取組を促し、販売力の強化を図ります。

④ 組織経営体の経営発展に向けた支援について

ア 生産力の強化を支援

- ・ 地域における「人・農地プラン」の策定を支援し、農地中間管理事業を活用して、農地を集積します。
- ・ 生産規模の拡大や事業多角化に向け、機械・施設等の整備を支援するとともに、専門家派遣により、経営戦略やマーケティング戦略等の策定を支援します。

イ 経営力の強化を支援

- ・ 常時雇用者の就業条件の整備や周年雇用体制の確立に向けた経営高度化のための機械・施設等の整備を支援します。
- ・ 「ひろしま農業経営者学校」により、部門責任者等の人材育成や組織管理スキルの習得を支援します。

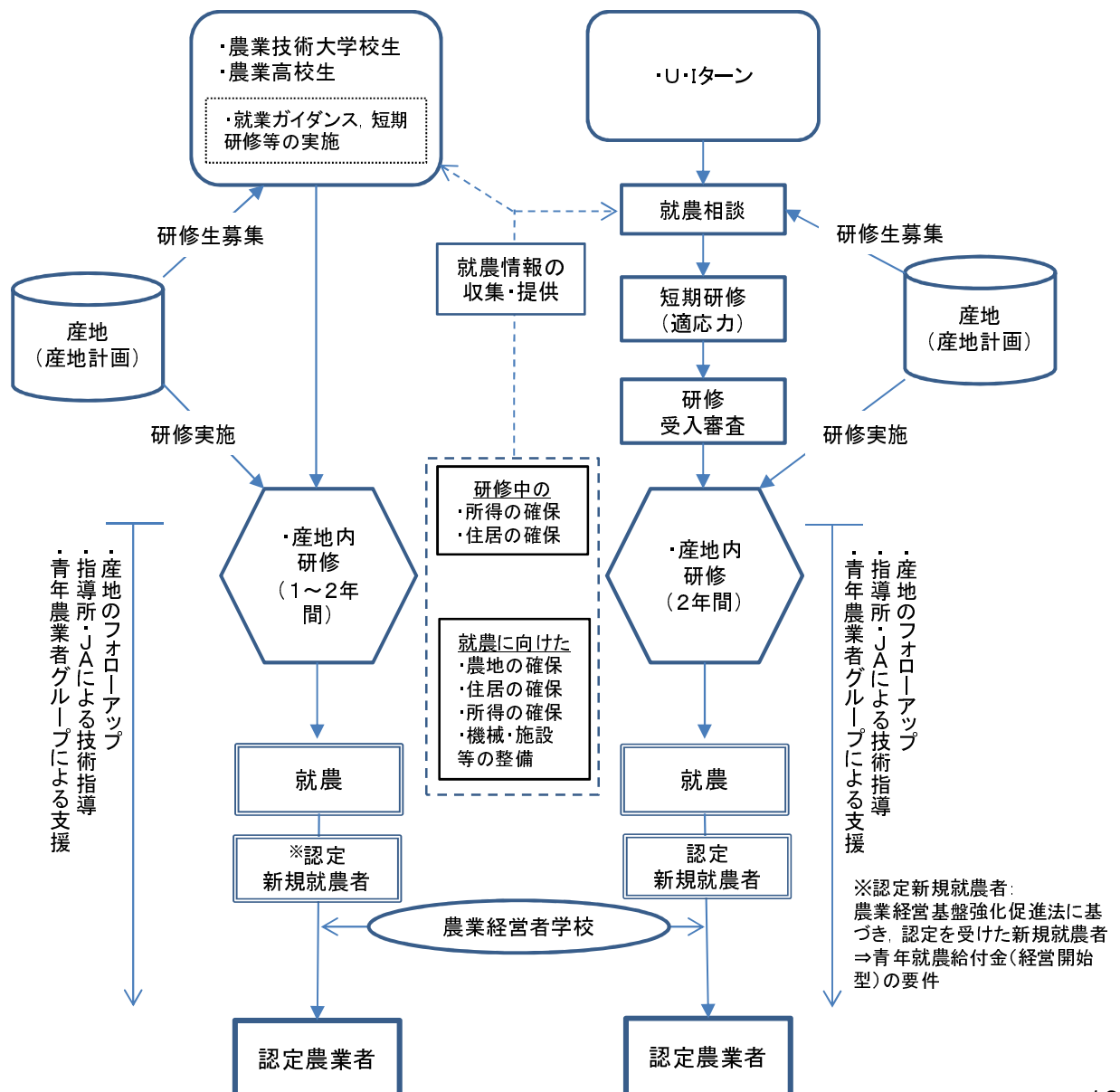
ウ 販売力の強化を支援

- ・ 更なる規模拡大や経営効率化、販売力強化に向け、協業や合併による経営の高度化を促進します。
- ・ 協業や合併に向け、税務等の専門家による指導・助言を行います。

6) 新規就農者の確保・育成

- 新規就農者については、就農の入口から出口までの切れ目のないケア、また、就農後の新規就農者の早期の経営安定化につながる支援の仕組みを構築します。
- 就農希望者が農地を円滑に確保できるよう、地域における人・農地プランの作成を推進します。
- 産地の核となる担い手が、就農準備から経営開始後のアドバイス、販売面でのバックアップなどを行うことで、産地自らが新規就農者を支え、育てる仕組みを構築します。
- 新規就農者を育成する担い手が不足する地域においては、JAやJA出資法人等による新規就農者フォローアップの体制構築を支援します。
- 雇用就農の受け皿となる農業法人等に対しては、就業環境整備のための研修や専門家の派遣による指導・助言等を行います。

新規就農者育成フロー



① 農業技術大学校を卒業して就農する場合の支援の流れ(例)

スケジュール		項目	内容	実施主体
農業技術大学校	1年生 12月	就職活動ガイダンス	就農等の手続きを指導	大学校
	3月	農業関連企業ガイダンス	企業担当者による事業内容等説明	
	2年生 4月	農業関連企業ガイダンス	企業担当者による雇用条件等説明	
	6月	農業法人等雇用就業ガイダンス	法人担当者による事業・雇用条件等の説明	
	7月	農業法人, 参入企業交流会	農業法人等の経営見学(現地研修)	
	7月下旬~8月中	インターンシップの実施	農業者等のもとでの短期農業研修(1週間程度)	
	9月	農業法人, 参入企業交流会	農業法人等と雇用就農希望者の意見交換	
	9月	農家体験学習	農業者等のもとでの農業研修(1か月程度)	
産地内研修	卒業後 ~ 就農前	研修中の所得確保	青年就農給付金(準備型)の活用	県, 市町
		産地内での模擬経営研修	就農をイメージした実践研修を実施(1年間)	市町, 産地, 指導農業士
		営農プランの策定	就農計画の策定を支援	指導所, JA
		農地の確保	農地中間管理事業を活用した農地集積	市町, 農業委員会, 県
		住居の確保	空き家バンク等を活用した住居確保	市町
就農開始	営農開始 ~ 3年程度	営農プランの認定	青年等就農計画※の認定	市町
		人・農地プランの策定	人・農地プランの策定支援	市町, JA, 県
		所得の確保	青年就農給付金(経営開始型)の活用	市町, 県
		施設・機械等整備	リース等による初期投資の負担軽減	市町, JA
		技術習得	指導所, 指導農業士による技術指導	県, 指導農業士
		経営者能力の向上	ひろしま農業経営者学校の実施	県
		仲間づくり	青年農業者グループ活動による支援	青年農業者

※青年等就農計画: 新たに農業経営を営もうとする青年等が作成する就農計画
 青年等就農計画制度: 市町が農業経営基盤強化促進法に基づいて, 青年等就農計画を認定し, 認定を受けた新規就農者(認定新規就農者)に対して重点的に支援措置を講じる制度

② U・Iターン就農する場合の支援の流れ(例)

	スケジュール	項目	内容	実施主体
就農相談等	随時	就農情報の発信	市町の就農情報の集約、県ホームページ等による情報発信	県、市町、JA
	随時	就農相談	就農相談窓口における相談対応	県、市町
	7月	就農セミナー	就農希望者向け就農支援セミナーの実施	県
	随時	就農準備相談	就農希望者の要望を踏まえた研修受け入れ産地等の紹介	県
	4～10月	インターンシップの実施	農業の適性判断のための短期研修の実施(1週間程度)	市町、産地
産地内研修	1年目 12～1月	面談・審査	面談による研修受け入れの可否を審査	産地、市町等
	1～3月	研修中の住居の確保	空き家バンク等を活用した住居確保	市町
	4月	農業基礎研修	土づくり、施肥、生育診断、病害虫、簿記、など農業の基礎を習得(1年間)	市町、産地、指導農業士
	4月	研修中の所得確保	青年就農給付金(準備型)の活用	県、市町
	～3月	営農プランの策定	就農計画の策定を支援	指導所、JA
	2年目 4月	模擬経営研修	就農をイメージした実践研修を実施(1年間)	市町、産地、指導農業士
	12月	営農プランの策定	就農計画の策定を支援	指導所、JA
	就農前	農地の確保	農地中間管理事業を活用した農地集積	市町、農業委員会、県
営農開始		住居の確保	空き家バンク等を活用した住居確保	市町
	営農開始 ～ 3年程度	営農プランの認定	青年等就農計画の認定	市町
		人・農地プランの策定	人・農地プランの策定支援	市町、JA、県
		所得の確保	青年就農給付金(経営開始型)の活用	市町、県
		施設・機械等整備	リース等による初期投資の負担軽減	市町、JA
		技術習得	指導所、指導農業士による技術指導	県、指導農業士
		経営者能力の向上	ひろしま農業経営者学校の実施	県
仲間づくり	青年農業者グループ活動による支援	青年農業者		

7) 農地の維持を行う担い手への支援 ～次世代の担い手へ農地を継承～

- 現状で経営発展意欲を持たない集落法人や集落営農等は、将来において、新たな担い手の参入や意欲のある担い手が規模拡大をするための農地維持を図る担い手として位置付けます。
- このため、経営所得安定対策等の制度を活用できる体制整備を進め、集落営農については集落法人化を促進します。

8) 生産者と消費者・多様な事業者との連携

- 企業との連携による6次産業化を推進します。
- 地域の拠点施設となっている直売所の活用や直売所間のネットワークを構築し、地域の特色ある農産物や加工品等の販売を促進し、所得向上を図ります。
- 地域内外の交流・連携を通じた地域の活性化を図ります。
- 生産者の情報など農業情報を積極的に発信します。

9) 生産基盤の維持・活用

- 日本型直接支払制度や経営所得安定対策を活用し、生産基盤となる農地の維持・活用について支援します。

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※水路・農道等の管理を地域で支え、担い手への農地集積を後押し

中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地(傾斜地等)と平地のコスト差(生産費)を支援

資源向上支払

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

環境保全型農業直接支払

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援

- こうした取組を通じて、平成32年までに、全体の農地面積54,160haのうちの80%となる43,600haを活用し、地域農業の活性化を図ります。

現状(平成25年)

地目	合計	水田	畑
農地面積	56,900ha	42,100ha	14,800ha

平成32年

地目	合計	水田	畑
農地面積	54,160ha	39,640ha	14,520ha

農地面積(54,160ha)のうち農業生産活動により活用する農地

合計	担い手	担い手以外
43,600ha	22,000ha	21,600ha

農業分野の取組全体イメージ

地域農業は、担い手や兼業農家、高齢農家などにより支えられています。

こうした考え方を基本に、販売戦略に基づく産地を形成し、生産体制を構築するため、意欲ある担い手へ一定のまとまった農地を集積し、地域の核となる担い手を育成するとともに、兼業農家や高齢農家などが地域の拠点施設である直売所などを活用しつつ、地域農業を維持しながら、農地などを次世代の担い手に継承していく仕組みづくりが必要であると考えています。

また、産消連携や6次産業化の推進など農業の中だけでなく生産者と消費者、多様な事業者との連携を進め農山漁村地域全体の活性化を図る必要があると考えています。

